3　法第百五十六条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一・二　略］

三　役員（法第百五十六条の三十九第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第九条及び第十条において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四　［略］

五　役員が法第百五十六条の三十九第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六　［略］

七　紛争解決委員（法第百五十六条の四十一第一項に規定する紛争解決委員をいう。第十三条第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第十五条において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八　役員等が、暴力団員等（法第百五十六条の四十六に規定する暴力団員等をいう。第十五条第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

九　［略］

第七条～第十七条　［略］

別紙様式（第16条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　月　日提出

業務に関する報告書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

金融庁長官　殿

提出者　（郵便番号　　）

所在地

電話番号（　）　－

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名　　印

次

目

［1～13　略］

（記載上の注意）

［1・2　略］

［1～13　略］

備考　表中の［ ］の記載は注記である。

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第二十一条　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
3　法第百五十六条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 ［一・二　略］ 三　役員（法第百五十六条の三十九第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第九条及び第十条において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面 四　［略］ 五　役員が法第百五十六条の三十九第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面） 六　［略］ 七　紛争解決委員（法第百五十六条の四十一第一項に規定する紛争解決委員をいう。第十三条第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第十五条において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面 八　役員等が、暴力団員等（法第百五十六条の四十六に規定する暴力団員等をいう。第十五条第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面 九　［略］ **第七条～第十七条**　［略］ **別紙様式**（第16条関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日提出 業務に関する報告書 第　期（　年　月　日から　年　月　日まで） 金融庁長官　殿 提出者　（郵便番号　　） 所在地 電話番号（　）　－ 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名　　印 次 目 ［1～13　略］ （記載上の注意） ［1・2　略］ ［1～13　略］ 備考　表中の［ ］の記載は注記である。	3　［同上］ ［一・二　同上］ 三　役員（法第百五十六条の三十九第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第八条及び第九条において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面 四　［同上］ 五　役員が法第百五十六条の三十九第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面） 六　［同上］ 七　紛争解決委員（法第百五十六条の四十一第一項に規定する紛争解決委員をいう。第十二条第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第十四条において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面 八　役員等が、暴力団員等（法第百五十六条の四十六に規定する暴力団員等をいう。第十四条第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面 九　［同上］ **第六条～第十六条**　［同上］ **別紙様式**（第15条関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日提出 業務に関する報告書 第　期（　年　月　日から　年　月　日まで） 金融庁長官　殿 提出者　（郵便番号　　） 所在地 電話番号（　）　－ 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名　　印 次 目 ［1～13　同左］ （記載上の注意） ［1・2　同左］ ［1～13　同左］